




せいかつほご
生活保護のしおり

都城市福祉事務所 保護課

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号
TEL (0986) 23-2764(直通)
FAX (0986) 24-5550



も く じ

1	おねがい	1
2	生活保護とは	1
3	生活保護を受けるには	2
4	生活保護の種類	3
	(1) 生活扶助とは	3
	(2) 住宅扶助とは	3
	(3) 教育扶助とは	3
	(4) 医療扶助とは	4
	(5) 介護扶助とは	4
	(6) 出産扶助とは	4
	(7) 生業扶助とは	5
	(8) 葬祭扶助とは	5
5	被保護者の権利と義務	5
	(1) 権利について	5
	(2) 義務について	6
6	保護の費用の返還と徴収	7
7	不服申立をすることができる	8
8	こんなときは必ず届けてください	8
9	こんなときは相談してください	9
10	保護費の支給について	10
11	地区担当員・民生委員の役割について	11
12	次のことを必ず守ってください(確認)	12
13	自動車の保有と使用について	13

1 おねがい

せいかつ ほご てきよう う かた
生活保護の適用を受ける方へ

ただ ほご う よ
正しい保護が受けられるようこの「しおり」をよく読んでください。

あなたからお聞きしたことや、相談されたことなどの秘密は厳守されます。

あんしん
安心して、どんなことでも相談してください。

あなたが一日も早く、自分の力で幸せな暮らしができるよう協力します。あなた自身も努力してください。

2 生活保護とは

せいかつ ほご けんぽうだい じょう せいぞんけん ほしょう かんが もと くに くら こま
生活保護は、憲法第25条(生存権の保障)の考えに基づき、国が暮しに困
ている世帯に対して、最低限度の生活を保障するために必要な給付を行うと
もに、暮しに困っている世帯が、自分の力で生活していけるように援助するこ
とを目的とした制度です。

したが せいかつ ほご きゅうふ まいにち せいかつ かんが せいかつ ほご
従って、生活保護の給付は毎日の生活を考えるというだけでなく、生活保護
を受けながら、将来、自立できるような給付でなければなりません。

また、お金や物を支給するだけでなく、あらゆる制度や社会資源を活用して、
自立できるようないろいろな援助をするものです。

3 生活保護を受けるには

人は誰でも、いくら努力しても、自分たちの力ではどうにもならず、生活できない場合があります。

このようなとき、あなた及びあなたの家族が利用できる資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用してもなお、生活が営めない場合に、初めて生活保護を受けることができます。(補足性の原理)

なお、暴力団員は原則保護受給はできません。

具体的には

① 能力の活用

傷病、障害及び乳幼児の養育や病人の看護の場合などを除き、働ける状態にある人は働く義務があります。

② 資産の活用

保有が認められない資産(例えば、土地や家屋、125ccを超えるオートバイ、自動車、生命保険など)は、その資産を売却するなど最低限度の生活の維持のために活用することになっています。

③ 私的扶養の優先

親、子供、兄弟姉妹などの扶養義務者の扶養を受けることができる場合は、その扶養が優先します。

④ 他法の優先

年金、手当、医療制度など活用できるほかの法律や施策があれば、まず、それを活用しなければなりません。

4 生活保護の種類

(1) 生活扶助

生活扶助は、日常生活を営むうえで必要な物資、電気や水道料、衣類、身の回り品、あるいは家具什器などの購入に充てる費用を内容としています。

(2) 住宅扶助

住宅扶助は、保護を受けている人の「住まい」つまり、毎日の生活の場を保障するものです。

借家、借間などに住んでいる人に対する家賃、地代などがその内容です。また、持家の場合、家屋や畳、建具、水道設備などが著しく破損した場合の補修費なども支給の対象となる場合もあります。

(3) 教育扶助

教育扶助は、義務教育就学中の児童や生徒の教育費として考えられるものがその内容となります。

教科書に準ずる副読本的な図書、ワークブック及び和洋辞典の購入費、給食費が支給の対象となります。

交通費のほか、自転車購入費（通学に必要な場合に限る）なども基準額内の金額であれば支給の対象となります。ただし、教育扶助は義務教育に伴う必要な費用に限られます。

(4) 医療扶助

医療扶助は、病気やケガの治療に必要な給付を行うものです。

入院や診察、投薬、注射、手術などが対象となります。

医療給付に当たっては、国民健康保険の診療報酬の例によることとなっていますので、国民健康保険適用の医療が対象となります。

(収入が多い場合、医療費の自己負担が発生する場合があります。)

(5) 介護扶助

介護扶助は、介護保険法に規定する要介護者及び要支援者が対象です。つまり、要介護状態又はそのおそれのある状態にある65歳以上の人や一定の範囲の疾病(特定疾病)により要介護状態、若しくはそのおそれのある状態にある40歳以上65歳未満の人が対象となります。

介護保険の給付が行われる場合は、補足性の原理(2頁参照)により、介護保険給付が優先し、自己負担分が保護費の支給対象となります。

(収入が多い場合、介護費の自己負担が発生する場合があります。)

(6) 出産扶助

出産扶助は、出産費用や出産時の衛生材料費などが対象となっています。

(7) 生 業 扶 助

生業扶助は、保護を受けている人が小規模な事業を開始した場合や就職することによって、収入の増加が見込まれるときに給付されるもので、生業費、技能修得費、就職支度費及び高校就学費があります。

(8) 葬 祭 扶 助

葬祭扶助は、葬儀を行う人の資力が無い場合や、葬儀を行う扶養親族がないために、扶養親族以外の方が葬儀を行う場合に支給されることになっています。別途申請が必要です。ただし、扶助額限度内の葬儀に限ります。

5 被 保 護 者 の 権 利 と 義 務

生活保護費は公費（国民の税金）です。そのため、被保護者（生活保護を受給している人）には権利がある一方、義務も課せられています。

(1) 権 利

ア 不利益変更の禁止(法第56条)

正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。

イ 公課禁止(法第57条)

保護金品を標準として、租税その他の公課を課せられることはありません。

ウ 差押禁止(法第58条)

既に給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることはありません。

(2) 義務

ア 譲渡禁止(法第59条)

被保護者は、保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利を譲り渡すことはできません。

イ 生活上の義務(法第60条)

被保護者は、常に能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければなりません。

ウ 届出の義務(法第61条)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに福祉事務所にその旨を届けなければなりません。

エ 指示等に従う義務(法第62条)

福祉事務所は、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることになっています。

被保護者は、福祉事務所からこれらの指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

指導、指示に従わなかった場合は、保護の変更、停止又は廃止となることがあります。

6 保護の費用の返還と徴収

(1) 不正受給の費用徴収と罰則(法第78条、85条)

被保護者には、収入その他の事柄について届出の義務があることは前頁で述べましたが、これを怠って、収入の申告をしなかった場合や偽りの申請、申告をして不正な方法で保護を受けていた場合には、これまでに受けた保護費や就労自立給付金若しくは進学準備給付金の全部又は一部を後から徴収されるほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額も徴収されることがあります。

特に、悪質な手段で不正に保護を受け、保護費や就労自立給付金又は進学準備給付金を受けていた場合には、費用の徴収が行われるだけでなく、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金がこの法律によって課せられるほか、刑法の詐欺罪などで処罰されることがあります。

(2) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還(法第63条)

急迫した事情などにより保護を受けた場合で、本来、資力があるのに保護を受けていたときは、これまでに支給された保護費を後から返還しなければなりません。

(3) 扶養義務者からの費用の徴収(法第77条)

扶養義務者が、その当時、十分な扶養能力があったと後からわかったときには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、それまでの保護に要した費用の全部又は一部を、市長は徴収できることとなっています。

7 不服申立をすることができる（法第64条、66条）

生活保護が国民の権利であることから、当然受けられてしかるべき保護が正当な理由もなく行われなかったときなどには、国民は、その支給を請求できますが、この国民の受給の権利を守るために、不服申立の制度がつくられています。

不服申立には、一定の手続きが必要とされている一方、福祉事務所の行った処分(保護申請却下、保護変更、停止、廃止等)に限って行うことができます。

福祉事務所の行った処分に対し不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、法第78条の決定に対しては、市長に対して審査請求をすることができます。

8 こんなときは必ず届けてください 届出の義務（法第61条）

自分たちの働いた収入や仕送りの額が増えたり減ったりしたとき、又はそれ以外の収入があったとき

恩給や年金手当、慰謝料、保険金などの受給手続きをしたときや、支給されるようになったとき、又は支給額が増えたり減ったりしたとき

あなたやあなたの家族の方が働くようになったとき、逆に仕事をやめたとき、又は仕事を変えたとき

家族の人数が変わったとき(転入や転出、出生、死亡)や妊娠したとき

家賃や地代が変わったとき

住所が変わったとき又は変えるとき

入院や退院したとき、しばらく家を留守にするとき

健康保険、雇用保険等の制度の手続きを行い、被保険者となったとき

保護費が振り込まれている通帳及び印鑑を紛失したとき

9 こんなときは相談してください

- ① 病院にかかりたいとき、又は病院を変えたいとき
- ② 妊娠したときや出産のための準備が必要なとき
- ③ 治療に必要な補装具(コルセットなど)を支給してほしいとき
- ④ 失禁状態にあり、おむつを使用したいとき
- ⑤ 視力低下が著しく日常生活及び勉学に支障をきたしているため、眼鏡を使用したいとき
- ⑥ 小学校又は中学校への入学のため、学用品の準備が必要なとき
- ⑦ 学校などへ保護を受けている証明書を提出しなければならないとき
- ⑧ 介護サービスを受けたいとき
- ⑨ NHK受信料を免除して欲しいとき
- ⑩ 就職のため、技術を身につけたいとき
- ⑪ 持ち家の屋根や壁の破損が著しく、補修して欲しいとき

(注意) 事前に相談や届出なく金銭を支払ってしまった場合は、支給できないこ

ともありますので、十分注意してください。

10 保護費の支給について

保護費は、福祉事務所の窓口で直接支払う方法と、指定された金融機関の

口座に振り込む方法があります。

また、住宅費や介護保険料など関係機関に直接支払う場合があります。

保護費の支給日は原則毎月6日です。

ただし、6日が金融機関の休日の場合、直前の休日でない日に支給します。

(例)

ようび 曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	どようび 土曜日	にちようび 日曜日	げつようび 月曜日
れい (例1)	2日	3日	4日	5日	6日 支給日
れい (例2)	3日	4日 支給日	5日	6日	7日
れい (例3)	4日	5日 支給日	6日	7日	8日
れい (例4)	4日 支給日	5日 (祝日)	6日	7日	8日

11 地区担当員、民生委員の役割について

(1) 地区担当員の役割

地区担当員は、保護の決定を正しく行うため、定期的に家庭を訪問し相談

に応じるとともに、必要な質問、助言、指導をします。

また、何かに困ったことや分からないことがあったら、遠慮なく地区担当員

に相談してください。職務上知り得た秘密は厳守します。

(2) 民生委員の役割

民生委員は、地域で生活に困っている方などの相談に応じてくれる人で、

福祉事務所とは協力関係にあります。生活保護に関することをはじめ、社会

福祉全般にわたって相談に応じますので、遠慮なく相談してください。

もちろん、その内容などについての秘密は厳守します。

12 次のことを必ず守ってください（確認）

- ① 働ける状態にある人は、必ず働いてください。
 - ② 生活に変更が生じたときは、すぐに届けてください。（詳しくは、9頁を御覧ください。）
 - ③ 同じ病気で、複数の病院等を受診することはできません。
- ※ 医師が使用を認めている場合は、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用させていただくことにしています。
- ④ 原則、保護受給中は、車の所有や運転はできません。
 - ⑤ 年金担保をして、貸付を受けてはいけません。
 - ⑥ ギャンブル(パチンコなど)はしてはいけません。
 - ⑦ 収入申告書、給与明細書は決められた月日までに提出してください。
 - ⑧ 扶養義務者（親、子供、兄弟姉妹など）にはできるだけ援助をお願いしてください。
 - ⑨ 職員(ケースワーカー)の指導指示には従わなければなりません。

以上のことを守れないと、保護の停止又は廃止となることがあります。また、偽りの申告をしたときは、保護費を返還してもらうこともあります。

保護費は計画的に使い、家賃、教育費(給食費)、電気代、ガス代、水道代、介護保険料など、遅れることなく毎月納めてください。

13 自動車の保有と使用について

自動車の保有及び使用は原則として認められていません。他人の自動車を借りて運転することもできません。

但し、条件により保有が認められる場合があります。担当者に相談してください。

※コロナ禍において、コロナの影響があると思われる期間は、自動車を処分しなければならない条件が緩和されています。

生活保護のしおり（都城市福祉事務所）

令和3年3月 編集作成

あなたの^{ちくたんとういん}地区担当員は_____です。

TEL 23-2764(^{ちよくつう}直通)

あなたの^{ちくみんせいいん}地区民生委員は_____です。

TEL_____

【^{ねが}お願い】

^{ふくしじむしょ}福祉事務所（^{ほごか}保護課）に^{そうだん}相談に^こ来られる際は、^{さい}地区担当員と^{にちじ}日時な
^{やくそく}どを約束してから^き来てください。（^{ちくたんとういん}地区担当員は^{ほうもん}訪問などで^{ふざい}不在になること
があります。）

^{かいちようじかん}開庁時間は朝8時30分から^{あさ}夕方^じ5時15分までとなりますので、
^{そうだん}相談や^{でんわ}電話は^{げんそくじかんない}原則時間内^{ねが}に^{ねが}お願いします。ただし、^じ12時から^じ13時ま
では^{ひるきゅうけい}昼休憩のため、^{ちくたんとういん}地区担当員が^{ふざい}不在する^{ばあい}場合があります。